

ID: 320

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市畜産センター条例 第5条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第171号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第5条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日